

業務委託契約書

株式会社エイチ・アール・シー・キャリア（以下「甲」という）と 一般財団法人雇用開発センター（以下「乙」という）とは、甲が乙に対して委託する企業紹介業務（以下、「委託業務」という）に関し、その基本的事項について、次の通り業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 業務内容および実施日時

委託業務とは人材に関連する活動（主に再就職支援業務等）の企業紹介のことをいう。

第2条 委託料

- 業務委託の対価として、乙が甲より企業紹介を受け、再就職支援業務等を獲得した場合、紹介された企業との契約締結後から5年間において下記の通り、紹介料を支払うものとする。
 - 再就職支援サービスの場合
(甲の受注単価) × (人数) × (10%) で算出される額 (消費税別)
 - 他の場合
双方協議の上、決定する。
- 業務遂行上必要な交通費等の経費及び、遠隔地出張の場合の交通費、宿泊費等は事前申告の上、別途実費にて請求することができる。

第3条 委託料の支払い

- 紹介企業から甲への入金後10日営業日以内に乙の指定口座に振り込む。尚、払込手数料は甲の負担とする。
- 甲が委託料の支払いを滞ったときには、乙は直ちに業務を停止することができる。

第4条 機密保持

- 甲及び乙は、機密情報を、本契約及び個別契約の目的達成の目的においてのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。
- 甲及び乙は、委託業務遂行のため必要な場合のほか、対象情報の複製、複写、加工等の行為をしてはならない。
- 甲及び乙は、相手方による事前の書面による承諾なしに、機密情報を第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 甲及び乙は、本契約終了後、相手方からの指示があったときには、速やかに機密情報（複製物、複写物等を含む。）を返還するものとする。このとき、返還が不可能もしくは著しく困難な場合には機密情報（複製物、複写物等を含む。）を直ちに廃棄・消去するものとする。相手方からの指示がない場合、嚴重に保管の上、契約終了後3年以内に破棄する。
- 甲及び乙は、機密情報の受入、利用、返却、破棄等の全ての段階において責任を有するものであり、かかる責任を全うするために従業員、役員、それに準じるものに機密保持義務の内容を周知させた上で遵守させる等必要な対策を講ずる。

第5条 契約期間

- 本契約書の契約期間は、2022年10月1日から2023年9月30日までとし、期間満了の一个月前までに、甲および乙いずれからも書面による解約の意思表示がない場合は、さらに一年間自動更新され、その後も同様とする。
- 期間内における通常解約は甲乙双方とも1ヶ月前に申し出ることとし、書面で告知する。

第6条 契約の解除

甲及び乙は、相手方が次の各号に該当するときは直ちに契約を解除することができる。

- 本契約の各条項に違反し、相手方からの警告を受けたにもかかわらず、その催告を受けた日から3日間以内に違反が是正されなかったとき。
- 差押、仮差押、仮処分、競売もしくは租税滞納処分等公権力の処分を受け又は監督官庁より営業停止あるいは営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき。
- 破産、会社整理、民事再生、会社更生等の申立があったとき、解散したとき又は清算（特別清算を含む。）もしくは私的整理の手続きに入ったとき。
- 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき。

第7条（暴力団等反社会的勢力の排除）

- 甲乙ともに、本件契約時において、暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 甲乙ともに前項の該当性の判断のために調査を要とした場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第8条 損害賠償

甲及び乙は、本契約に違反することにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

第9条 合意管轄

本契約に関して生じた一切の甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第10条 協議

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に従い、協議の上解決を図るものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月30日

甲：東京都千代田区永田町一丁目11番28号
合人社東京永田町ビル5階
株式会社エイチ・アール・シー・キャリア
代表取締役 米田 吉徳 印

乙：東京都千代田区永田町一丁目11番28号
合人社東京永田町ビル5階
一般財団法人雇用開発センター
代表理事 中道 浩 印